

【全訂】 逐条 特定都市河川 浸水被害対策法解説

編著／特定都市河川浸水被害対策法研究会
補訂／藤川眞行・松原英憲

流域治水関連法の成立を受けて全面改訂!!

令和3年改正の4つの重点対策

- 流域治水の計画・体制の強化 ● 氾濫をできるだけ防ぐための対策
- 被害対象を減少させるための対策 ● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

はじめに (抜粋)

気候変動の影響により、今後益々激甚化・頻発化する見込みの水災害に対して、人的・物的被害を防止・軽減するため、国や都道府県等の河川管理者が主体となって行う治水対策や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の必要性が高まっています。

この流域治水の実効性を高め、強力に推進する観点から、令和3年に、「流域治水の計画・体制の強化」「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の4つの対策を重点的に行うことを目的に、9つの法律を一括改正する流域治水関連法が成立しました。

この流域治水関連法の中核のひとつとして、特定都市河川浸水被害対策法については、いわゆるレッドゾーン（浸水被害防止区域）に係る法制度の創設など、多様な法的手法が整備され、その内容が抜本的に充実されました。

本書が、流域における様々な関係者主体が連携を深め、全国規模で流域治水の取組がより一層推進し、水災害に負けない安心・安全な地域づくりに少しでも寄与できるのであれば幸いです。

●A5判●並製●定価 4,400円(本体 4,000円 + 税 10%)●図書コード 3489

 大成出版社

●目次(抜粋)●

- I 法制定から流域治水関連法の成立まで
(1) 法制定の背景・経緯等(法制定時)
(2) 令和3年法改正の背景と流域治水関連法

II 逐条解説

第1章 総則

- 第1条(目的)
第2条(定義)
第3条(特定都市河川等の指定)

第2章 流域水害対策計画等

■第1節 流域水害対策計画の策定等

- 第4条(流域水害対策計画の策定)
第5条(流域水害対策計画の実施等)
第6条(流域水害対策協議会)
第7条(都道府県流域水害対策協議会)

■第2節 流域水害対策計画に基づく措置

- 第8条(河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備)
第9条(他の地方公共団体の負担金)
第10条(排水設備の技術上の基準に関する特例)

■第3節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

- 第11条(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)
第12条(認定の基準)
第13条(認定の通知)
第14条(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)
第15条(認定事業者に対する助言及び指導)
第16条(補助)

- 第17条(下水道法の特例)
第18条(日本下水道事業団法の特例)
第19条(管理協定の締結等)
第20条(管理協定の内容)
第21条(管理協定の縦覧等)
第22条(管理協定の公示等)
第23条(管理協定の変更)
第24条(管理協定の効力)
第25条(報告の徴収)
第26条(地位の承継)
第27条(改善命令)
第28条(計画の認定の取消し)
第29条(都市緑地法の特例)

第3章 特定都市河川流域における規制等

■第1節 雨水浸透阻害行為の許可等

- 第30条(雨水浸透阻害行為の許可)
第31条(申請の手続)
第32条(許可の基準)
第33条(条例による技術的基準の強化)
第34条(許可の条件)
第35条(許可の特例)
第36条(許可又は不許可の通知)
第37条(変更の許可等)
第38条(工事完了の検査等)
第39条(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可)

■第2節 保全調整池

- 第40条(雨水の流出の増加の抑制)
第41条(監督処分)
第42条(立入検査)
第43条(報告の徴収等)
第44条(保全調整池の指定等)
第45条(標識の設置等)
第46条(行為の届出等)
第47条(防災調整池の保全)

■第3節 管理協定

- 第48条(管理協定の締結等)
第49条(管理協定の縦覧等)
第50条(管理協定の公告等)
第51条(管理協定の変更)
第52条(管理協定の効力)

■第4節 貯留機能保全区域

- 第53条(貯留機能保全区域の指定等)
第54条(標識の設置等)
第55条(行為の届出等)

■第5節 浸水被害防止区域

- 第56条(浸水被害防止区域の指定等)
第57条(特定開発行為の制限)
第58条(申請の手続)
第59条(許可の基準)
第60条(許可の特例)
第61条(許可又は不許可の通知)
第62条(変更の許可等)
第63条(工事完了の検査等)

第64条(特定開発区域の建築制限)

- 第65条(特定開発行為の廃止)
第66条(特定建築行為の制限)
第67条(申請の手続)
第68条(許可の基準)
第69条(許可の特例)
第70条(許可証の交付又は不許可の通知)
第71条(変更の許可等)
第72条(許可の条件)
第73条(監督処分)
第74条(立入検査)
第75条(報告の徴収等)
第76条(移転等の勧告)

第4章 雑則

- 第77条(測量又は調査のための土地の立入り等)
第78条(河川管理者及び下水道管理者の援助等)
第79条(雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助)
第80条(国有地の無償貸付等)
第81条(権限の委任)
第82条(経過措置)
第83条(事務の区分)

第5章 罰則

- 第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条
附則

III 参考資料

- 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示
○浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件
○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(抜粋)
○特定都市河川浸水被害対策法の運用について

IV 参考法令

- 特定都市河川浸水被害対策法(改正後)
○特定都市河川浸水被害対策法(制定時)



泰成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。